

貿易関係証明 書面発給について

泉佐野商工会議所

1. 申請者登録について

泉佐野商工会議所で貿易関係証明を取得するには、当所会員・非会員問わず、事前に「申請者登録」の手続きが必要です。下記の必要書類を当所窓口までご提出ください。

※下線の書類については、当所ホームページよりダウンロードの上ご利用ください。

	法人・団体	個人
必ずご提出いただくもの (共通)	<ul style="list-style-type: none">・貿易関係証明業態内容届・貿易関係証明に関する誓約書・貿易関係証明署名届	
別途必ず ご提出いただくもの	<ul style="list-style-type: none">・履歴事項全部証明書・印鑑証明書 ※両方 3 か月以内発行の原本	<ul style="list-style-type: none">・代表者の住民票 (3 か月以内発行の原本)・印鑑証明書 (3 か月以内発行の原本)・個人事業者であることの証明資料 (個人事業税納税証明書コピー、 所得税の確定申告書コピー 等)
(該当される場合のみ) 別途ご用意頂きたいもの	<p>【代表者が外国人の場合(いずれかの書類が必要)】</p> <ul style="list-style-type: none">・在留カード(特別永住者の方は「特別永住者証明書」)のコピー両面・パスポートのコピー(氏名、在留資格、在留期限の記載頁)・住民票(国籍・地域・在留資格・在留期限(満了日)が記載され、 3 か月以内に発行された原本) <p>【申請者が中古品を取り扱う場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・「古物商許可証」(各都道府県の公安委員が発行)のコピー <p>【当所の地区内に営業拠点が無い場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・「貿易関係証明申請者の地区外登録について」	

※ご提出いただいた書類は、当所で審査を行います。審査には 2 営業日いただいておりますので、
証明書発行が可能になるのは、書類をご提出された 2 営業日後からとなります。(土日祝除く)

※会員・非会員の別は、ご登録時に判断させていただきます。(代行業者も同様です)

【有効期限について】

登録有効期限は、会員・非会員ともに **2 年間** となり、2 年ごとに更新が必要となります。

有効期限が経過しますと登録は無効になり、証明申請ができなくなります。

【登録事項の変更・追加、署名者(サイナー)の追加・削除、サインの変更が生じた場合】

変更・追加等が生じましたら、当所までご連絡ください。所定の用紙をお渡しいたします。

なお、変更内容によっては別途添付書類が必要になる場合があります。

2. 証明について

原産地証明書・サイン証明各種書類につきましては、申請者様各自で作成していただきます。
以下の必要書類を揃えていただき、当所窓口までお越しください。

※下線の書類については、当所ホームページよりダウンロードの上ご利用ください。

原産地証明書	サイン証明
①証明申請書 ②原産地証明書(貴社必要分+当所控え 1 部) ③商業インボイス(原本 1 部) ④その他典拠書類	①証明申請書 ②サイン証明書(貴社必要分+当所控え 1 部)

※インボイスは商業インボイスをご提出ください。プロフォーマインボイス等では発給できませんのでご注意ください。

【証明書の発行部数について】

必要とされる部数+1 部(当所の控え、 photocopy 不可)をご提出ください。

※1 件の証明手数料で最大 5 部まで発給いたします。

例)貴社で 5 部必要な場合→6 部(貴社必要分 5 部+当所控え 1 部)作成してください

※ORIGINAL / COPY の表記欄について(原産地証明書)

- ①必ず ORIGINAL(正本)、あるいは COPY(副本)の表記をしてください。
- ②本来 ORIGINAL(正本)は 1 部ですが、3 部までは作成を認めています。
ORIGINAL を 1 部のみとする場合には、1 部のみを「ORIGINAL」と表記し、
それ以外は全て「COPY」と表記してください。
複数 ORIGINAL と表記する場合は、全て「ORIGINAL」と表記するか、
「ORIGINAL-1」、「ORIGINAL-2」、「ORIGINAL-3」と枝番号を記入してください。
ただし、「COPY」の枝番号表記は認められません。

【証明取扱時間】

平日 9:00~16:30 (平日 12:00~13:00、土日祝日年末年始を除く)

3. 原産地証明書の用紙・申請事務マニュアルについて

書面発給時の原産地証明書は、必ず所定の用紙を購入し使用してください。私製の用紙やコピー、
他商工会議所の用紙では、証明の申請や当所の控えとして一切使用できません。
また貿易関係証明の申請事務マニュアルについても別途販売しておりますので、必要な場合はお申し
出ください。(料金については次項にてご確認ください。)

4. 各種手数料

※全て税込表示です。

	会 員	非会員
登録(更新)手数料	無 料	11,000 円
発給手数料 (1 件につき)	1,100 円	2,200 円
原産地証明書 専用紙	880 円 (100 枚綴、ばら売り不可)	
申請事務マニュアル	315 円	

※オンライン発給申請では一部料金が異なります。

オンライン発給時の各種手数料については、当所ホームページ内「オンライン発給申請について」の項目をご確認ください。

※会員・非会員の別は、書類をお持ちいただいた際に判断させていただきます。

※手数料は、いかなる場合でも払い戻しいたしません。

また、手数料の領収証は再発行いたしません。

※書面発給の原産地証明書は、必ず専用紙への印刷が必要になります。

白紙に印刷をされたものは証明書類として認められませんのでご注意ください。

5. その他

①サイン

- ・ 証明書類には、ご登録いただいた貴社の署名者サインが必要です。
ご登録のない方のサインが入った書類や、サインのない書類については証明発行ができません。
- ・ ご登録いただける署名者は、貴社に所属している方のみです。
関連会社を含め別会社に所属する社員の登録はできません。
- ・ 個人の事業所の方は、事業主本人以外の従業員をサイナーとして登録することが可能です。

②日付

- ・ 証明書類には、必ず書類に申請日を入れて下さい。
- ・ 未来の日付で作成された書類は証明できません。
- ・ 船積後から1年以上が経過した書類についても証明できません。

③証明日付

- ・ 当所の証明日付は証明発行日といたします。
過去あるいは未来の日付での証明は一切できません。

④証明発行をお断りするケース

次の場合、証明発行ができません。

- ・ 貿易関係証明申請者登録がされていない場合
- ・ 所定の証明手数料を納付しない場合
- ・ 登録が有効期限切れの場合
- ・ 当所指定の用紙以外で原産地証明書を申請された場合
- ・ 申請書類の内容が妥当と認定できない場合
- ・ 虚偽の申請または記載に虚偽があるとみなされる場合
- ・ 典拠書類が不足している場合
- ・ 申請書類に依頼者の登録されたサインがない場合
- ・ 作成日付のないもの、もしくは日付が古い場合
- ・ その他、証明発行を不相当と認めた場合

【問合先】 泉佐野商工会議所 貿易関係証明担当

TEL : 072-462-3128

MAIL : info@izumisano-cci.or.jp

HP : <https://www.izumisano-cci.or.jp>